

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和6年5月22日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 8件

厚生年金保険関係 8件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2300333 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2400008 号

第1 結論

請求者のA社における令和2年7月6日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

令和2年7月6日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年7月6日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和2年7月6日

A社から請求期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

調査の上、請求期間の賞与を保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された2020年夏季賞与支払明細表及び事業主の回答により、請求者は、請求期間において、A社から265万9,600円の賞与の支払を受け、厚生年金保険法第24条の4第1項で定める標準賞与額の上限額150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和2年7月6日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出(令和5年9月5日受付)し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2300334 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2400009 号

第 1 結論

請求者の A 社における令和元年 7 月 5 日の標準賞与額を 150 万円に訂正することが必要である。

令和元年 7 月 5 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年 7 月 5 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和元年 7 月 5 日

A 社から請求期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間が保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) になっている。

調査の上、請求期間の賞与を保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された 2019 年夏季賞与支払明細表及び事業主の回答により、請求者は、請求期間において、A 社から 276 万 265 円の賞与の支払を受け、厚生年金保険法第 24 条の 4 第 1 項で定める標準賞与額の上限額 150 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和元年 7 月 5 日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出 (令和 5 年 9 月 5 日受付) し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2300335 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2400010 号

第 1 結論

請求者の A 社における令和元年 7 月 5 日の標準賞与額を 150 万円に訂正することが必要である。

令和元年 7 月 5 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年 7 月 5 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和元年 7 月 5 日

A 社から請求期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間が保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) になっている。

調査の上、請求期間の賞与を保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された 2019 年夏季賞与支払明細表及び事業主の回答により、請求者は、請求期間において、A 社から 276 万 265 円の賞与の支払を受け、厚生年金保険法第 24 条の 4 第 1 項で定める標準賞与額の上限額 150 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和元年 7 月 5 日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出 (令和 5 年 9 月 5 日受付) し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2300336 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2400011 号

第 1 結論

請求者の A 社における令和 2 年 7 月 6 日の標準賞与額を 150 万円に訂正することが必要である。

令和 2 年 7 月 6 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和 2 年 7 月 6 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1. 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2. 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和 2 年 7 月 6 日

A 社から請求期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間が保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) になっている。

調査の上、請求期間の賞与を保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された 2020 年夏季賞与支払明細表及び事業主の回答により、請求者は、請求期間において、A 社から 265 万 1,400 円の賞与の支払を受け、厚生年金保険法第 24 条の 4 第 1 項で定める標準賞与額の上限額 150 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和 2 年 7 月 6 日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出 (令和 5 年 9 月 5 日受付) し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2300337号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2400012号

第1 結論

請求者のA社における令和2年7月6日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

令和2年7月6日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年7月6日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和2年7月6日

A社から請求期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

調査の上、請求期間の賞与を保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された2020年夏季賞与支払明細表及び事業主の回答により、請求者は、請求期間において、A社から273万3,400円の賞与の支払を受け、厚生年金保険法第24条の4第1項で定める標準賞与額の上限額150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和2年7月6日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出(令和5年9月5日受付)し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2300338 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2400013 号

第1 結論

請求者のA社における令和元年7月5日の標準賞与額を 150 万円に訂正することが必要である。

令和元年7月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年7月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和元年7月5日

A社から請求期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっている。

調査の上、請求期間の賞与を保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された 2019 年夏季賞与支払明細表及び事業主の回答により、請求者は、請求期間において、A社から 269 万 2,765 円の賞与の支払を受け、厚生年金保険法第 24 条の 4 第 1 項で定める標準賞与額の上限額 150 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和元年7月5日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和5年9月5日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川県) (受) 第 2300339 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川県) (厚) 第 2400014 号

第1 結論

請求者のA社における令和2年7月6日の標準賞与額を 150 万円に訂正することが必要である。

令和2年7月6日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年7月6日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和2年7月6日

A社から請求期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっている。

調査の上、請求期間の賞与を保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された2020年夏季賞与支払明細表及び事業主の回答により、請求者は、請求期間において、A社から265万1,400円の賞与の支払を受け、厚生年金保険法第24条の4第1項で定める標準賞与額の上限額150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和2年7月6日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和5年9月5日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2300340 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2400015 号

第1 結論

請求者のA社における令和2年7月6日の標準賞与額を 150 万円に訂正することが必要である。

令和2年7月6日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年7月6日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和2年7月6日

A社から請求期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっている。

調査の上、請求期間の賞与を保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された2020年夏季賞与支払明細表及び事業主の回答により、請求者は、請求期間において、A社から273万4,400円の賞与の支払を受け、厚生年金保険法第24条の4第1項で定める標準賞与額の上限額150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和2年7月6日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和5年9月5日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。